

関西広域連合パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）の基本的な施策又は条例等を立案する過程において、立案の趣旨、内容その他必要な事項を府県民等に公表し、これらについて提出された府県民等の意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行う手続（以下「パブリックコメント手続」という。）に関し必要な事項を定め、広域連合の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図ることを目的とする。

(実施機関)

第2条 本手続を実施する機関（以下「実施機関」という。）は、広域連合長、議会、選挙管理委員会、監査委員及びその他の行政委員会をいう。

(対象)

第3条 本手続の対象は、次に掲げるもの（以下「計画等」という。）とする。ただし、広域連合に裁量の余地がないもの、本手続と同様の手続を実施するもの、特に緊急性又は迅速性を要するもの及び軽微なものは、この限りでない。

- (1) 広域連合の基本的な施策に関する計画（広域計画、分野別広域計画）等の策定又は変更
- (2) 広域連合の基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 府県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、第1条の目的から、本手続が必要であると認めるもの

(計画等の案の公表)

第4条 実施機関は、前条各号に掲げる計画等の立案をしようとするときは、最終案を決定するまでの適切な時期に計画等の案を公表するものとする。

2 前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる事項を記載した資料（以下「関連資料」という。）を併せて公表するよう努めるものとする。

- (1) 立案の趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 計画等の案の策定委員会等における検討状況の概要
- (4) その他必要な資料

(公表の方法等)

第5条 前条の規定により公表する計画等の案及び関連資料は、広域連合のホームページに掲載するとともに、計画等の担当部署、本部事務局及び広域連合構成団体の情報センター等に備え付けるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じて府県民等へ計画等の案が周知されるよう努めるものとする。
- 3 公表する計画等の案又は関連資料が相当の量となる場合には、その概要の公表をもって代えることができる。

(意見等の提出方法)

第6条 実施機関は、府県民等が計画等の案についての意見等を提出するために必要と判断される時間等を考慮し、原則として1か月程度の府県民等の意見等を募集する期間を設けて、公表する際に明示するものとする。

- 2 意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等のうちからできるだけ複数の方法を定め、公表の際に明示するものとする。
- 3 意見等を提出する府県民等に係る住所、所在地、氏名、名称等の明記を意見等の受付条件とする場合は、公表の際にそれを明示するものとする。

(提出された意見等の考慮)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、最終的な案の策定を行うものとする。

- 2 前項の規定により最終的な案を策定した場合は、提出された意見等及び当該意見等に対する広域連合の考え方並びに計画等の案を修正したときにあつては当該修正の内容を公表するものとする。ただし、関西広域連合情報公開条例（平成23年関西広域連合条例第4号）第8条若しくは第9条又は関西広域連合個人情報保護条例（平成23年関西広域連合条例第5号）第13条若しくは第14条の規定に該当するものを除く。
- 3 前項の規定による公表については、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

(一覧の作成等)

第8条 この要綱により本手続を実施している案件の一覧を作成し、広域連合のホームページに掲載するとともに、本部事務局等に備え付けるものとする。

- 2 前項の案件の一覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 案件名
 - (2) 公表日
 - (3) 意見等の提出期限
 - (4) 計画等の案及び関連資料の閲覧等の入手方法及び問合せ先
 - (5) その他必要な事項

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際に立案の過程にある計画等で、本手続と同様の手続を経たものについては、この要綱は、適用しない。